

若手人材への知財教育の重要性・必要性について考える。

2 企業における知財教育の必要性

近年、社会が大きく変革しつつある（すでにしているかもしれない）。情報社会に続き、新たな超スマート社会が到来しようとしている。それは、Society5.0 と呼ばれ、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」（内閣府ホームページより）である。Society5.0 においては、人工知能（AI）やインターネット、パソコンなどあらゆるツールや情報を使いこなしたうえで、ヒトにしかできない新たな価値創造がこれまで以上に求められる。企業活動においても、自社の強みを最大限生かした新たな価値創造のために、自社開発に加え社外からの技術導入や業務提携、M&A（企業の合併・買収）といった外部リソースを有効活用することがますます重要となってきた。つまり、新商品開発時、模倣品対策時などを含めて、「知的財産権」（知的財産を保護する法律上の権利）の知識が必要な場面は、企業活動において決して少なくないと言える（「知的財産権」の正確な定義については知的財産基本法第2条2項を参照）。このようななかで、社員ひとりが知的財産に関する基礎知識を修得1人し、“知財意識”（他人の知的財産を尊重するマインドや自己の知的財産の価値を把握し適切に保護・活用するマインド等）を向上させていければ、その企業の競争力は高まり、ひいてはイノベーションや日本の産業競争力の向上につながるものと考えられる。また、コンプライアンスの観点からも知的財産法（著作権法、特許法、不正競争防止法など）の順守が求められている。

3 特に重要な若手社員への知財教育

3.1 全新入社員への知財教育の必要性

山口大学では2013年から入学する1年生全員（約2000人、文系・理系や学部を問わず）を対象に知的財産に関する科目を必修化している。科目名は「知的財産入門」、講義時間は90分×8回、

講義内容は主に著作権と産業財産権（特許制度、意匠制度、商標制度）の基礎である。ただし、法律的な観点よりも受講者が知的財産をより身近なものとして感じることができよう事例や諸課題を主な題材とし、グループワークも積極的に取り入れている⁴⁾。

一般的に、大学に入学してくる学生の多くが知的財産は自分には関係のない縁遠いものと思っている。加えて知的財産に関する授業といえば特許法など法律に関するものをイメージしている学生も少なくない。知財教育の導入時点で学習者に「知的財産は難しい」「自分とは関係ない」という印象（いわゆる“知財アレルギー”）を持たれることは好ましくない。そのため、本科目では具体的な事例から入る、グループワークを行うなど、受講者が知財アレルギーを発症せず「知的財産って意外と身近なものなんだ」「思っていたのより面白いかも」と感じられるよう工夫している（図2）。

このような取り組みは企業における知財教育においても同様に必要と考える。一般的に企業における知財教育は技術系社員を主対象に行われることが多い。しかしながら、持続的な企業活動（土壌を豊かにし屋台骨を強くする）の観点からすれば、全社員に対して知財教育を行うことが望ましい。新入社員研修時に、配属先にかかわらず全新入社員に対して導入的な知財教育を行うことは1つの有効な手段である。その際は知財アレルギーの発症を抑え今後の就業において“知財アンテナ”が立つよう、自社の事例や身近な事例を取り上げて説明するのが効果的である。加えて、コンプライアンスの観点も盛り込むとよいだろう。就業時だけでなく日常生活を含めて、意図せず他者の知的財産権を侵害してしまうと（たとえば曲や漫画の違法投稿など）、本人だけでなく所属企業を含め周囲にまで影響を及ぼしかねないからである。

新入社員はやがてその企業を支える中核人材となる。初期段階でまかれた“知財意識”の種は、やがて芽が出て大樹に成長することが期待できる。とにかく種をまかなければ始まらない。つまり、社員1人ひとりが、できるだけ早い段階で、企業活動や社会全体における知的財産の価値を認識・実感できるようになることが肝要である。

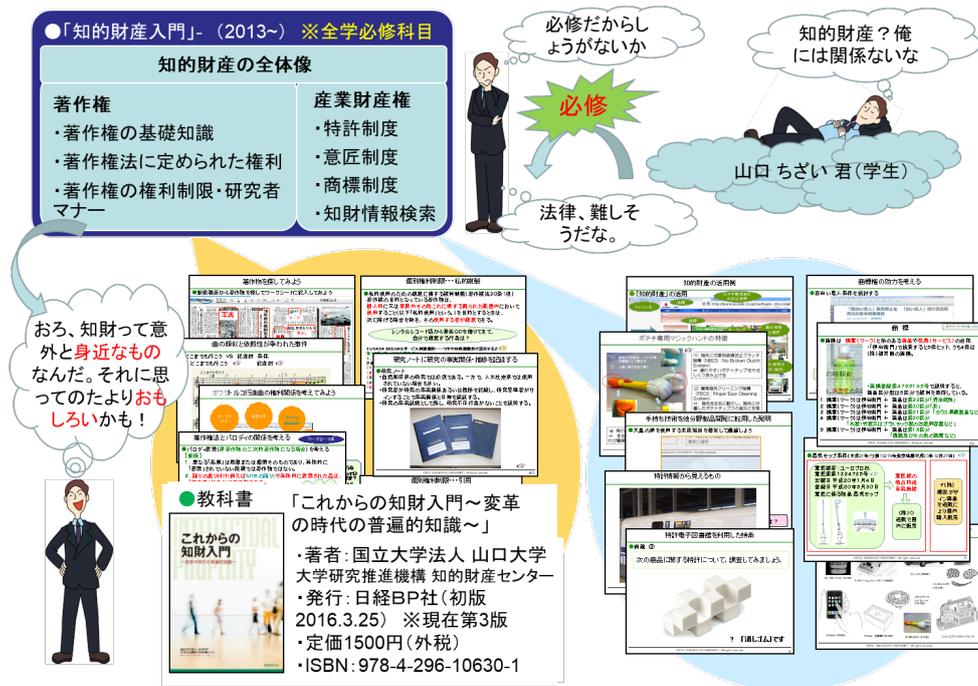


図2 全学必修知財科目の概略

3.2 若手社員（入社2～3年）への知財教育

山口大学では、前述の全学必修知財科目を受講後「知的財産についてもっと学んでみたい」と学習意欲のある者に対して、選択受講可能なよりレベルアップした内容の知財展開科目を複数設けている。具体的には、受講生の専門領域・将来像に配慮した8科目（「ものづくりと知的財産」「コンテンツ産業と知的財産」「知財情報の分析と活用」「農業と知的財産」「標準化と知的財産」「技術経営と知的財産」「情報法と知的財産」「知的財産管

理論」）、そして知的財産活動の基盤となる法律7科目（「著作権法Ⅰ」「特許法」「意匠法」「商標法」「種苗法」「不正競争防止法」「著作権法Ⅱ」）のあわせて計15科目である（2021年時点）。また大学院においても必修科目「知的財産特論」を設けている。このように山口大学では、全学必修知財科目を動機づけ（知財意識の涵養）として、実社会で役立つ知的財産の基礎知識・スキルに加え知財活動の基盤となる法律（知的財産法）の基礎についても学ぶことができる（図3）。



図3 知財展開科目（選択科目）

企業における入社 2~3 年程度の若手社員向けの知財教育についても同様に考えることができる。新入社員時にまかれた“知財意識”の種は、手をかけて芽が出やすいよう育てるのがよい。もちろん、企業の業種や規模、若手社員の配属先・職種などにより知財教育のあり方（目的や内容）は大きく異なるので、それぞれの部署や職種に対応した知財教育プログラムがあることが望ましい。ただし、すべてを社内で賄う必要はなく、社外にある知財教育プログラムを活用することも有効である（たとえば、特許庁や工業所有権情報・研修館が開催している各種セミナー・説明会・研修会など）。

以下、若手社員の配属先・職種を、技術系とそれ以外の 2 つに大別し、それぞれの若手社員への知財教育について考えてみる。

3.2.1 技術系若手社員への知財教育

筆者が勤務している山口県宇部市近郊にある某化学系企業の方から、以前、次のような話を聞いた。「研究開発に携わる技術系の新入社員は、早ければ入社 1~2 年程度で自己の研究開発テーマについて特許出願を行う。そのときに技術内容がわかる資料として簡易明細書を技術者本人が作成することになるが、その指導は上司や先輩社員が赤ペンを入れるなどして行っている」。よくある話であるが一般的に技術系若手社員への知財教育は、特許出願を主眼としたもので OJT（On The Job Training：現場教育）によるところが多い。特許出願に際しては、特許公報など先行の知財情報の検索、検索結果・特許公報の読み込み、自己の研究開発成果と先行の知財情報との対比による発明の抽出、追加で必要な実施例の検討など、やることが多岐にわたる。特許出願の経験のない（少ない）若手社員にとって負担感は否めないが、知財情報検索や特許公報の読み方については事前に研修等を通して一定の経験を積んでおくといいたい（漏れを少なくする検索スキルや公報を読む際のポイントなど）。また、事業における特許が果たしている役割についても理解を深めてもらうとよいだろう。自社製品を保護している（模倣品対策）、新事業立ち上げや市場獲得に貢献している（他者の参入障壁）など自社の実例をあげながら説明するとより身近なことに感じられ効果的である。特許出願までの手続きの流れ、かかる時間やコスト

についても把握してもらうとよいだろう。スケジュール感とコストは実務上大事である。職務発明規程や発明者報奨についても触れておくといいたい。動機づけの 1 つとなりうる。

3.2.2 技術系以外の若手社員への知財教育

技術系以外の若手社員、たとえば営業職の若手社員等には、別の角度から“知財意識”の種を繰り返しまくることが望ましい。新入社員研修の導入教育後も「自分は技術開発に関わることはないし特許出願することもない。知的財産は自分にはあまり関係ないかな」と思っている者が少なからずいると思われるからである。確かに技術系以外の若手社員が知的財産の創出や権利化といった直接的な知財活動に関わることはないのかもしれない。しかしながら、企業活動全体において間接的に知財活動に関わることは少なからずある。たとえば、営業職であっても知的財産の基礎を修得し自社が保有している知的財産権について把握し事業との関わりについて理解を深めれば、さまざまな場面で技術系部門や知的財産部門と連携を取ることによって事業に貢献できる。具体的には営業中に新たなニーズ情報を拾い上げてくれることが想定される。そのニーズ情報をもとに研究開発部門で新技術の開発、知的財産部門で特許出願等、事業部門で新商品の開発につなげることが考えられる。また営業中に模倣品情報を入手することも想定される。知的財産部門と連携し早期に模倣品対策に取り組むことで被害を最小限に抑えることもできるだろう。また、自社製品と市場製品の知財情報を分析しその結果を営業ツールとして用いることも考えられる。このように技術系以外の若手社員に対しては、まずはそれぞれの部署・職種において知的財産に関連した具体的な活用事例や事業への貢献事例を知ってもらうあるいは自ら考えてもらうことで、“知財意識”の種の定着を図るのがよいだろう。

加えて、特許だけでなく、自社ブランドの保護・活用、模倣品対策等にも関わる商標（自他商品等識別機能を有するロゴマーク等）や意匠（物品等のデザイン）の基礎についても知ってもらうとよい。営業秘密である顧客情報の取り扱い、産地・品質等の誤認惹起行為など事業活動における禁止行為に関わる不正競争防止法についても基礎的な理解が必要だろう。コンプライアンスの観点から

は、たとえば業務上の資料作成時に他人の著作物（たとえば、ウェブサイト上にある写真や新聞の切り抜きなど）を無断利用しないようにするなど著作権法の基礎についても理解があったほうがよいだろう。将来的に事業戦略の立案に関わることも想定すると、自社の利益の最大化を図るためのオープン（標準化や開放特許等）とクローズ（特許の自己実施やノウハウ等）を組み合わせた戦略の重要性についても事例を交えて理解を深めてもらうのもよいだろう。

4 知財教育の推進にあたって

企業の知的財産部門の主な業務は、社内の新しい知的財産の掘り起こし、特許等の出願・権利化支援、知的財産に関連した契約交渉、他社知財情報の収集と分析、知財戦略の企画立案、訴訟対応等であるが、これらの前段階に知財教育がある。社員に対する知財教育が充実すればするほど“知財意識”の芽は出やすくなり企業全体が活発化に向かう可能性が高まる。つまり、知財教育そのものが企業の原動力になりうるのである。知的財産部門においてはそのことを認識しておく必要がある。経営陣にも事前に知的財産の重要性、若手社員への知財教育の必要性について理解を得ておくといいたい。

5 おわりに

まとめに代えて、筆者が所属している山口大学における社会人向けの知財教育プログラムについて紹介するとともに、実際に履修された社会人の方々の“声”をもって本稿の締めくくりとしたい。

山口大学では、前述の学生向けの実質的な知財教育カリキュラムを利用して、これまでに知財教育を修得する機会がなかった社会人を主対象とした知財教育プログラム（履修証明プログラム）を開設している（2017年～）。「ものづくり知財コース」と「コンテンツ知財コース」の2つのコースがあり、それぞれ必修科目と選択必修科目から構成されている（図4）。

必修科目は、両コース共通4科目（「科学技術と社会」「不正競争防止法」「意匠法」「商標法」とコース別2科目から成る。選択必修科目は、両コース共通1科目（「知財情報の分析と活用」とコース別2科目から成る。1単位相当科目（90分

×8回）と2単位相当科目（90分×15回）があり、履修者は8単位相当以上履修で修了となる（受講料は1単位相当1万円、履修期間は2年間）。

開講形式は、社会人が履修しやすいよう土・日曜の集中講義（1日90分×4回）を基本としており、学生（通常授業として）と一緒に受講することもある。また、対面実施、オンライン実施、オンデマンド（e-learning）実施のいずれかまたは組み合わせにて開講している（図5）。最近ではリアルタイムのオンライン実施を主体としてそれに一部オンデマンド実施を組み合わせた形となっている。

以下、履修者の生の“声”である（各科目の中で実施している小レポートの記載内容より抜粋）。

●科目名「ものづくりと知的財産」[2単位相当、4日間集中講義、2019年、対面実施]

- ・ 実例をあげて学習するのは知的財産というものをより身近に感じることができました
- ・ 学生さんと話し合いながら答えを出すということも新鮮で、こちらが考えていたことが、思い込みで固着しているものだと気づかされたり、発想が柔軟で刺激を受けました
- ・ 例題に対してどのようにビジネスモデルを考えていくかというのは事務職である自分には大変新鮮であった。今度は会社でも新商材を出していく方向であるのでこの経験を生かしていきたい

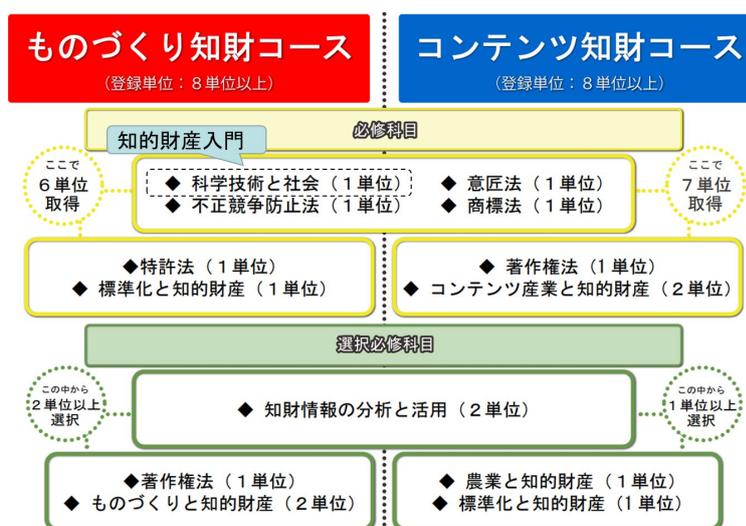


図4 社会人のための知財教育プログラム

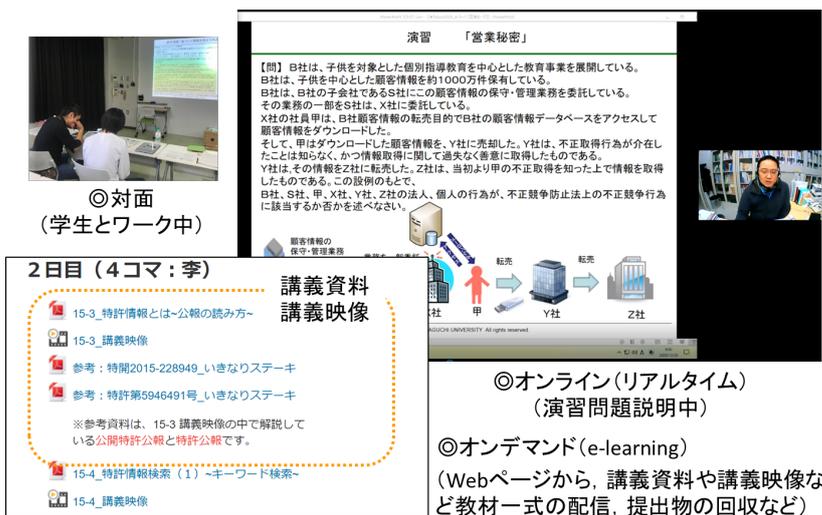


図5 受講の様子

●科目名「不正競争防止法」[1 単位相当, 2 日間集中講義, 2020 年, オンライン実施]

- ・製品サイクルの早い製品などで、ヒットしたときに現れるコピー商品からの権利侵害を防ぐ見地から、不正競争防止法の各規程が有効であることがわかりました
- ・営業秘密の流出は、まさに仕事でいつも怖いと思っている点なので、とても勉強になりました。図で理解するとわかりやすかったです
- ・意匠権で 25 年の間に周知性が獲得できれば、不正競争防止法での保護も視野に入れられるという点は実践にも役立ちそうで大変興味深いです

●科目名「知財情報の分析と活用」[2 単位相当, 2020 年, オンデマンド (e-learning) 実施]

- ・重複特許出願を防いだり、先人の研究成果を勉強するなど、大変役に立つと思いました
 - ・パテントマップの見せ方については、試行錯誤して、需要者がわかりやすいものをつくれるようになりたいと思いました
 - ・チョコレート (に関する知財情報) の分析の話、就職活動としても興味深いですし、自身に置き換えた場合、営業ツールとしてとてもよい考えと思いました。現在そのような営業職ではありませんが、特許分析を使って話を広げるとい技、確かに頂戴いたしました
- ※カッコ書きは筆者補足

●科目名「標準化と知的財産」[1 単位相当, 2 日間集中講義, 2021 年, オンライン実施]

- ・特許制度と標準化の多くの事例を説明いただいたので大変参考になりました。また、社会人の方だけではなく、学生の皆さまの意見を聞いたことがとても刺激となりました
- ・知的財産のオープン・クローズ戦略と、国際社会のルールメイキングを意識して戦略的に対応する必要性については、これからの若者が、特定の分野の専門性にとどまることなく、システムの全体を俯瞰し、戦略的に行動することができるようになるべきことを意味していますが、これはまさに「言うはやすく行うはがたし」の問題と考えます

総じて、履修者からはグループワークや意見交換等を通じての知的刺激の享受と知的好奇心の向上、履修者自身の立場に置き換えての実践的な思考、今後の活動に向けての動機づけといった観点からのコメントと前向きな姿勢がみられた。

以上、本稿が若手社員の皆さんに知財教育の重要性を認識いただくうえでヒント・一助となれば幸いです。

引用文献

- 1) 李鎔璟, 陳内秀樹, 北村真之, 阿濱志保里, 木村友久, 佐田洋一郎, 産学連携学, **13**, (1), 125 (2016).
- 2) 日本知財学会知財教育分科会編集委員会編, “知財教育研究”, 142 (2020) NextPublishing Authors Press.
- 3) 李鎔璟, 陳内秀樹, ミルシヨドクチコロフ, 小川明子, 木村友久, 産学連携学会 関西・中四国支部 第 13 回研究・事例発表会 講演予稿集, 19 (2021).
- 4) 山口大学大学研究推進機構知的財産センター, “これからの知的財産入門 (第 3 版)”, 5 (2020) 日経 BP.